

条例制定改廃調書  
条例改正に伴う新旧対照表

令和6年

奈良市議会12月定例会

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）第5条第1項に規定する地方公共団体情報システムの標準化の推進を図るための基本的な方針</li> <li>・ 地方公共団体情報システムの標準化に伴う番号利用法第9条第2項に規定する条例の整備について（令和6年4月4日付デ社第187号デジタル庁デジタル社会共通機能グループ通知）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を独自利用事務として加える。（別表第1関係）</li> <li>2. 既に規定している事務についても、住登外者の情報を連携して利用できるよう、それぞれの事務の特定個人情報の欄に住登外者宛名情報を加える。（別表第2関係）</li> <li>3. 教育委員会が、市長部局の管理する住登外者宛名情報を連携できるよう規定する。（別表第3関係）</li> </ol>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方税等の情報システムを令和7年度末までに全国で標準化することに伴い、住登外者の情報の管理を行う「住登外者宛名番号管理機能」が共通機能として標準化の仕様書に規定されることとなった。当該管理機能を扱う事務については、個人番号の独自利用を行う事務として条例に規定する必要があるため所要の改正を行うもの。</li> </ul>		
5 施行期日	公布の日	所管部課	総合政策部 DX推進課

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表

現行			改正案		
別表第1（第4条関係）			別表第1（第4条関係）		
機関	事務		機関	事務	
略	略		略	略	
12 市長	略		12 市長	略	
13 教育委員会	略		13 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	
14 教育委員会	略		14 教育委員会	略	
14 教育委員会	略		15 教育委員会	略	
			16 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1 市長	奈良市子ども医療費の助成に関する条例による子どもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	略 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの 健康保険法（大正11年法律第70号）、	1 市長	奈良市子ども医療費の助成に関する条例による子どもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	略 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの

現行		改正案	
	<p>船員保険法（昭和14年法律第73号）、 私立学校教職員共済法（昭和28年法律 第245号）、国家公務員共済組合法（昭 和33年法律第128号）、地方公務員等 共済組合法（昭和37年法律第152号） その他の法令による医療に関する給 付の支給又は保険料の徴収に関する 情報であって規則で定めるもの</p> <p>略</p> <p>奈良市心身障害者医療費の助成に関 する条例による心身障害者に対する 医療費の助成に関する情報（以下「心 身障害者医療費助成関係情報」とい う。）であって規則で定めるもの</p>		<p>略</p> <p>奈良市心身障害者医療費の助成に関 する条例による心身障害者に対する 医療費の助成に関する情報（以下「心 身障害者医療費助成関係情報」とい う。）であって規則で定めるもの</p> <p>住登外者宛名番号管理機能による住 登外者の情報の管理に関する情報（以 下「住登外者宛名情報」という。）で あって規則で定めるもの</p>
2 市長	<p>小児慢性特定疾病児 童等に対する日常生活 活用具の給付に關する 事務であって規則 で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進 並びに永住帰国した中国残留邦人等 及び特定配偶者の自立の支援に關する 法律（平成6年法律第30号）による 支援給付又は配偶者支援金の支給に 關する情報（以下「中国残留邦人等支 援給付等関係情報」という。）であっ て規則で定めるもの</p>	2 市長	<p>小児慢性特定疾病児 童等に対する日常生活 活用具の給付に關する 事務であって規則 で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進 並びに永住帰国した中国残留邦人等 及び特定配偶者の自立の支援に關する 法律（平成6年法律第30号）による 支援給付又は配偶者支援金の支給に 關する情報（以下「中国残留邦人等支 援給付等関係情報」という。）であっ て規則で定めるもの</p>

現行			改正案		
					住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
3	市長	奈良市営住宅条例による市営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	略	奈良市営住宅条例による市営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
					住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの
4	市長	奈良市改良住宅条例による改良住宅等の管理に関する事務であって規則で定めるもの	略	奈良市改良住宅条例による改良住宅等の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
					住民票関係情報であって規則で定めるもの
5	市長	奈良市コミュニティ住宅条例によるコミュニティ住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	略	奈良市コミュニティ住宅条例によるコミュニティ住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
					住民票関係情報であって規則で定めるもの
6	市長	奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等の配偶者のない者及び児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	略	奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等の配偶者のない者及び児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
					心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの

現行			改正案			
7	市長	奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例による心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	略	7	市長	奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例による心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの				住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
8	市長	重度心身障害者老人等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	略	8	市長	重度心身障害者老人等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
		心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの				心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
						住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
9	市長	精神障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	略	9	市長	精神障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
		奈良市子ども医療費の助成に関する条例による子どもに対する医療費の助成に関する情報				奈良市子ども医療費の助成に関する条例による子どもに対する医療費の助成に関する情報(以下「子ども医療費助成関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		_____であって規則で定めるもの				略
		略				略
		重度心身障害者老人等に対する医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの				重度心身障害者老人等に対する医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
						住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
10	市長	健康増進法(平成14年法律第103号)による中国残留邦人等支援給付等関係情報	略	10	市長	健康増進法(平成14年法律第103号)による中国残留邦人等支援給付等関係情報
		健康増進事業の実				健康増進事業の実
		であって規則で定めるもの				であって規則で定めるもの

現行			改正案		
	施に関する事務であって規則で定めるもの			施に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
11	市長 特定不妊治療を受けた夫婦に対する治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの	11	市長 特定不妊治療を受けた夫婦に対する治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
12	市長 一般不妊治療等を受けた夫婦に対する治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの	12	市長 一般不妊治療等を受けた夫婦に対する治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
13	市長 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	略 生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	13	市長 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	略 生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
14	市長 生活保護法による保護に準じて行う生活に困窮する外国人に対する措置の実施に	略 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付	14	市長 生活保護法による保護に準じて行う生活に困窮する外国人に対する措置の実施に	略 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付

現行		改正案	
	<p>関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>の支給に関する情報_____であって規則で定めるもの</p> <p>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報_____であって規則で定めるもの</p> <p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報_____であって規則で定めるもの</p> <p>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付け又は給付金に関する情報_____であって規則で定めるもの</p> <p>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報_____であって規則で定めるもの</p> <p>国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報</p>		<p>関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>の支給に関する情報（以下「自立支援給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報（以下「小児慢性特定疾病医療費等給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付け又は給付金に関する情報（以下「資金の貸付け等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報（以下「特定医療費関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報（以下「福祉手当関係情報」という。）</p>



現行			改正案				
		<p>であって規則で定めるもの</p> <p>母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報</p> <hr/> <p>_____であって規則で定めるもの</p> <p>児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報</p> <hr/> <p>_____であって規則で定めるもの</p>			<p>であって規則で定めるもの</p> <p>母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報（以下「養育医療の給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <hr/> <p>児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <hr/> <p>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</p>		
15	市長	<p>特定個人番号利用事務のうち生活保護関係情報を利用する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>	15	市長	<p>特定個人番号利用事務のうち生活保護関係情報を利用する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <hr/> <p>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</p>
				16	市長	<p>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <hr/> <p>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <hr/> <p>介護保険等給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <hr/> <p>生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>

現行	改正案		
			<p>中国残留邦人等支援給付等関係情報  <u>であって規則で定めるもの</u>            障害者関係情報であって規則で定め  <u>るもの</u>            自立支援給付関係情報であって規則  <u>で定めるもの</u>            児童扶養手当関係情報であって規則  <u>で定めるもの</u>            小児慢性特定疾病医療費等給付関係  <u>情報であって規則で定めるもの</u>            資金の貸付け等関係情報であって規  <u>則で定めるもの</u>            特定医療費関係情報であって規則で  <u>定めるもの</u>            福祉手当関係情報であって規則で定  <u>めるもの</u>            養育医療の給付等関係情報であって  <u>規則で定めるもの</u>            児童手当等関係情報であって規則で  <u>定めるもの</u>            住民票関係情報であって規則で定め  <u>るもの</u>            子ども医療費助成関係情報であって  <u>規則で定めるもの</u>            ひとり親家庭等医療費助成関係情報  <u>であって規則で定めるもの</u></p>

現行				改正案			
						心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの	
						重度心身障害者老人等に対する医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの	
				17 市長	法別表の各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。）	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	
				18 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの	
						生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	
別表第3（第5条関係）				別表第3（第5条関係）			
情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報	情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
略	略	略	略	略	略	略	略
2 教育委員会	略	略	略	2 教育委員会	略	略	略
				3 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市コミュニティセンター条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	<p>1. センターの名称及び位置について（第2条関係）</p> <p>(1) 名称 奈良市中コミュニティセンター</p> <p>(2) 位置 奈良市畑中町4番地の4</p> <p>2. センターで行う事業について（第3条関係）</p> <p>(1) 共生社会の実現に向けた啓発等に関する事業</p> <p>(2) 住民交流の促進に関する事業</p> <p>(3) その他センターの設置目的を達成するために必要な事業</p> <p>3. 指定管理者が行う業務について（第4条関係）</p> <p>(1) センターで行う事業の実施に関すること。</p> <p>(2) センターの使用承認及び使用制限に関すること。</p> <p>(3) 施設及び附属設備の維持管理に関すること。</p> <p>(4) その他市長が定めること。</p> <p>4. 奈良市人権文化センター条例（平成14年奈良市条例第17号）の一部改正について（附則第3項関係）</p> <p>第2条の表奈良市中人権文化センターの項を削る。</p> <p>5. その他所要の改正を行う。（附則第4項関係）</p>
3 制定改廃の理由	<p>・ 共生社会の実現に向けた幅広い啓発、事業等を行い、多様化する課題に対応する施設として、コミュニティセンター（以下「センター」という。）を設置するもの。</p>		
5 施行期日	令和7年4月1日	所管部課	市民部 共生社会推進課

## 奈良市人権文化センター条例 新旧対照表（附則第3項による改正）

現行	改正案																		
(名称及び位置)	(名称及び位置)																		
第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="159 384 611 432">名称</th> <th data-bbox="611 384 1064 432">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="159 432 611 480">奈良市北人権文化センター</td> <td data-bbox="611 432 1064 480">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 480 611 528">奈良市中人権文化センター</td> <td data-bbox="611 480 1064 528">奈良市畑中町4番地の4</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 528 611 576">奈良市東人権文化センター</td> <td data-bbox="611 528 1064 576">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 576 611 624">奈良市南人権文化センター</td> <td data-bbox="611 576 1064 624">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	奈良市北人権文化センター	略	奈良市中人権文化センター	奈良市畑中町4番地の4	奈良市東人権文化センター	略	奈良市南人権文化センター	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1167 384 1619 432">名称</th> <th data-bbox="1619 384 2072 432">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1167 432 1619 480">奈良市北人権文化センター</td> <td data-bbox="1619 432 2072 480">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 480 1619 528">奈良市東人権文化センター</td> <td data-bbox="1619 480 2072 528">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 528 1619 576">奈良市南人権文化センター</td> <td data-bbox="1619 528 2072 576">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	奈良市北人権文化センター	略	奈良市東人権文化センター	略	奈良市南人権文化センター	略
名称	位置																		
奈良市北人権文化センター	略																		
奈良市中人権文化センター	奈良市畑中町4番地の4																		
奈良市東人権文化センター	略																		
奈良市南人権文化センター	略																		
名称	位置																		
奈良市北人権文化センター	略																		
奈良市東人権文化センター	略																		
奈良市南人権文化センター	略																		

## 奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例 新旧対照表（附則第4項による改正）

現行	改正案
<p>別表（第4条関係）</p> <p>1 次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲200メートル以内の区域</p> <p>（1）～（7） 略</p> <p>（8） 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第11号に掲げる隣保事業により設置された人権文化センター</p> <p>（9）・（10） 略</p> <p>2 略</p>	<p>別表（第4条関係）</p> <p>1 次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲200メートル以内の区域</p> <p>（1）～（7） 略</p> <p>（8） 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第11号に掲げる隣保事業により設置された人権文化センター及びコミュニティセンター</p> <p>二</p> <p>（9）・（10） 略</p> <p>2 略</p>

## 奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例 新旧対照表（附則第4項による改正）

現行	改正案
別表第3（第4条関係） （1）～（3） 略 （4） 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第11号に掲げる隣保事業により設置された人権文化センター （5） 略	別表第3（第4条関係） （1）～（3） 略 （4） 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第11号に掲げる隣保事業により設置された人権文化センター <u>及びコミュニティセンター</u> （5） 略

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）第2条による児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正</li> <li>・ 一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号。以下「基準府令」という。）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	<p>1. 条例の構造について</p> <p>本市の独自基準を規定するとともに、基準府令どおりの基準とする部分については基準府令を引用する旨の規定を置く。</p> <p>2. 本市の独自基準について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 子どもの最善の利益の考慮（第4条関係）</li> <li>(2) 非常災害対策の特例（第5条関係）</li> <li>(3) 暴力団の排除（第6条関係）</li> <li>(4) 食事の特例（第7条関係）</li> </ul>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記の法律の一部改正に伴い、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の養護が図られた児童福祉施策を推進するため、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定する。</li> </ul>		
5 施行期日	公布の日	所管部課	子ども未来部 一時保護課



## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑登録証明事務処理要領の一部改正について（通知）（平成31年4月17日付総行住第59号総務省自治行政局住民制度課長通知）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 登録する印鑑に表示できる事項に旧氏を加える。（第3条関係）</li> <li>2. 印鑑登録原票の登録事項に旧氏を加える。（第5条関係）</li> <li>3. 印鑑登録の抹消の原因となる事項に旧氏の変更を加える。（第11条関係）</li> </ol>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会のさまざまな活動の場面で旧氏を使用しやすくするため、上記通知により印鑑登録において登録する印鑑に旧氏を使用することができるよう印鑑登録証明事務処理要領が改正されたことに伴い、本市においても、旧氏による印鑑登録ができるよう条例の規定を整備するもの。</li> </ul>		
5 施行期日	令和7年1月6日	所管部課	市民部 市民課

## 奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(登録印鑑)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する印鑑は、登録することができない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名_____</p> <p>_____若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名_____若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、商標その他氏名_____又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>3 略</p> <p>(印鑑の登録)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 市長は、第2項又は第4項の規定により第1項の確認をした場合は、印鑑登録原票に次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 氏名（_____外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称）</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>7 略</p> <p>(印鑑登録証の再交付)</p> <p>第7条 登録者は、印鑑登録証を著しく汚染し、又は<u>き損</u>した場合において、</p>	<p>(登録印鑑)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する印鑑は、登録することができない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令_____第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、商標その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>3 略</p> <p>(印鑑の登録)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 市長は、第2項又は第4項の規定により第1項の確認をした場合は、印鑑登録原票に次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 氏名（氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏が記録されている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては<u>氏名及び当該通称</u>）</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>7 略</p> <p>(印鑑登録証の再交付)</p> <p>第7条 登録者は、印鑑登録証を著しく汚染し、又は<u>毀損</u>した場合において、</p>

現行	改正案
<p>登録番号が確認できるときは、印鑑登録証の再交付を受けることができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>(印鑑登録の抹消)</p> <p>第11条 市長は、登録者が次のいずれかに該当する場合は、当該登録者に係る印鑑の登録を抹消するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 氏名、氏 _____            _____又は名(外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。)の変更(登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。)をしたとき。</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>2 略</p>	<p>登録番号が確認できるときは、印鑑登録証の再交付を受けることができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>(印鑑登録の抹消)</p> <p>第11条 市長は、登録者が次のいずれかに該当する場合は、当該登録者に係る印鑑の登録を抹消するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 氏名、氏 <u>(氏に変更があつた者にあつては、住民票に記録されている旧氏を含む。)</u>又は名(外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。)の変更(登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。)をしたとき。</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>2 略</p>

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	1. この条例を廃止する。
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宅地造成等規制法の一部改正に伴い、今後は土砂等による土地の埋立て等について、同法による全国一律の基準で包括的な規制が行われることから、現行条例を廃止する。</li> </ul>		
5 施行期日	令和7年4月1日	所管部課	環境部 廃棄物対策課

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	1. 奈良市帝塚山地域ふれあい会館を新設する。（第2条関係） 2. 奈良市帝塚山地域ふれあい会館の利用料金の上限額を設定する。（別表関係）
3 制定改廃の理由	・奈良帝塚山地区に地域ふれあい会館を新設し、地域の交流活動及び福祉活動の拠点とするため。		
5 施行期日	令和7年4月1日	所管部課	市民部 地域づくり推進課

奈良市地域ふれあい会館条例 新旧対照表

現行		改正案																																		
(名称及び位置) 第2条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>奈良市二名地域ふれあい会館</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>		名称	位置	略	略	奈良市二名地域ふれあい会館	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>奈良市二名地域ふれあい会館</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>奈良市帝塚山地域ふれあい会館</td> <td>奈良市帝塚山南二丁目11番2号</td> </tr> </tbody> </table>		名称	位置	略	略	奈良市二名地域ふれあい会館	略	奈良市帝塚山地域ふれあい会館	奈良市帝塚山南二丁目11番2号																			
名称	位置																																			
略	略																																			
奈良市二名地域ふれあい会館	略																																			
名称	位置																																			
略	略																																			
奈良市二名地域ふれあい会館	略																																			
奈良市帝塚山地域ふれあい会館	奈良市帝塚山南二丁目11番2号																																			
別表 (第4条関係)		別表 (第4条関係)																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>利用料金 (1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>円 略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>奈良市二名地域ふれあい会館</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>		区分		利用料金 (1時間当たり)	略	略	円 略	略	略	略	奈良市二名地域ふれあい会館	略	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>利用料金 (1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>円 略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>奈良市二名地域ふれあい会館</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>奈良市帝塚山地域ふれあい会館</td> <td>大会議室</td> <td>1,120</td> </tr> <tr> <td></td> <td>会議室A</td> <td>560</td> </tr> <tr> <td></td> <td>会議室B</td> <td>560</td> </tr> </tbody> </table>		区分		利用料金 (1時間当たり)	略	略	円 略	略	略	略	奈良市二名地域ふれあい会館	略	略	奈良市帝塚山地域ふれあい会館	大会議室	1,120		会議室A	560		会議室B	560
区分		利用料金 (1時間当たり)																																		
略	略	円 略																																		
略	略	略																																		
奈良市二名地域ふれあい会館	略	略																																		
区分		利用料金 (1時間当たり)																																		
略	略	円 略																																		
略	略	略																																		
奈良市二名地域ふれあい会館	略	略																																		
奈良市帝塚山地域ふれあい会館	大会議室	1,120																																		
	会議室A	560																																		
	会議室B	560																																		
備考 略		備考 略																																		

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市道路占用料に関する条例及び奈良市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	<p>1. 占用料の減免及び納期限について規則で規定することとする。(第1条及び第2条による改正)</p> <p>2. 道路法施行令第7条第8号に掲げる施設の占用料について、徴収単位を変更する。(第1条による改正)</p> <p>改正前 占用面積1平方メートルにつき1月 改正後 占用面積1平方メートルにつき1年</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 占用料の不徴収となる物件、占用料の減免の可否に係る基準及び納期限についてこれらの条例の施行規則で明確に規定することとし、道路占用及び法定外公共物の管理に係る業務を適正に実施できるようにするため。</li> <li>・ 道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条第8号に掲げる施設の占用料について、徴収単位を変更することで、占用料の徴収を適正に実施できるようにするため。</li> </ul>		
5 施行期日	令和7年4月1日	所管部課	建設部 土木管理課

## 奈良市道路占用料に関する条例 新旧対照表（第1条による改正）

現行	改正案
<p>(趣旨)</p>	<p>(趣旨)</p>
<p>第1条 道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第39条の規定により道路の占用_____については、この条例の定めるところにより道路占用料（以下「占用料」という。）を徴収する。</p>	<p>第1条 道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第39条の規定により道路の占用（規則で定める場合を除く。）については、この条例の定めるところにより道路占用料（以下「占用料」という。）を徴収する。</p>
<p>(占用料の納付)</p>	<p>(占用料の納付)</p>
<p>第3条 占用料は、市長が指定する期日までに_____一括して納入しなければならない。ただし、市長が必要と認めたときは、<u>会計年度毎に</u>分納することができる。</p>	<p>第3条 道路占用者（法第32条第3項に規定する道路占用者をいう。）は、<u>規則で定める期日までに</u>占用料を一括して納入しなければならない。ただし、市長が必要と認めたときは、<u>会計年度ごとに</u>分納することができる。</p>
<p>2 前項ただし書の規定により分納する場合の占用料の納期限は、<u>各会計年度ごとに</u>当該会計年度の当初において市長が指定する期日とする。</p>	<p>2 前項ただし書の規定により分納する場合の占用料の納期限は、<u>会計年度ごとに</u>当該会計年度の当初において市長が指定する期日とする。</p>
<p>(占用料の減免)</p>	<p>(占用料の減免)</p>
<p>第4条 占用料は、市長が特別の事情があると認めたときは、<u>減免することができる。</u></p>	<p>第4条 市長は、規則で定める場合は、第1条の規定にかかわらず、<u>占用料を減免することができる。</u></p>
<p>(延滞金の徴収)</p>	<p>(延滞金の徴収)</p>
<p>第6条 法第73条第1項の規定による督促を受けた者は、第3条の<u>市長が指定する期日</u>後に占用料を納付する場合には、当該納付金額に、<u>その指定する期日</u>の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該金額につき年14.5パーセント（当該指定する期日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納付しなければならない。</p>	<p>第6条 法第73条第1項の規定による督促を受けた者は、第3条の<u>規則で定める期日</u>後に占用料を納付する場合には、当該納付金額に、<u>その期日</u>の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該金額につき年14.5パーセント（当該指定する期日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納付しなければならない。</p>
<p>(条例施行の細目)</p>	<p>(委任)</p>
<p>第7条 この<u>条例施行</u>について必要な事項は、<u>市長</u>が定める。</p>	<p>第7条 この<u>条例の施行</u>について必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>



現行				改正案				
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）				
占用物件		単位	占用料	占用物件		単位	占用料	
略	略	略	略	略	略	略	略	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルに	480円	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルに	480円	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		つき1月	140円	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		つき1月	140円	
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		Aに0.009を乗じて得た額	令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.009を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額		上空に設けるもの			
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額		地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額			階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額			階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額	
その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額	その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額			
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートルに	Aに0.012を乗じて得た額	令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.012を乗じて得た額	
	その他のもの	つき1年	Aに0.009を乗じて得た額		その他のもの		Aに0.009を乗じて得た額	
略		略		略		略		

現行	改正案
<p>備考</p> <p>1～9 略</p> <p>10 <u>1件</u>の占用料の額が100円未満のときは、100円とする。</p> <p>11 <u>1件</u>の占用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。</p>	<p>備考</p> <p>1～9 略</p> <p>10 <u>占用物件1件</u>の占用料の額が100円未満のときは、100円とする。</p> <p>11 <u>占用物件1件</u>の占用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。</p>



現行	改正案
<p>規定する電気通信事業者（市長が認める者に限る。）が設ける架空の横断電線又は横断電話線及び各戸引込線</p> <p>2 前項に規定するもののほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めるときは、<u>占用料の全部又は一部を免除することができる。</u></p> <p>（許可の取消し等）</p> <p>第12条 略</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>2 市長は、次のいずれかに該当するときは、前項に規定する処分をし、又は必要な措置をとることができる。</p> <p>（1） 国、独立行政法人_____、地方公共団体又は地方独立行政法人_____が、法定外公共物に関する工事を施工するためにやむを得ない必要が生じたとき。</p> <p>（2） 略</p>	<p>（許可の取消し等）</p> <p>第12条 略</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>2 市長は、次のいずれかに該当するときは、前項に規定する処分をし、又は必要な措置をとることができる。</p> <p>（1） 国、独立行政法人（<u>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。</u>）、地方公共団体又は地方独立行政法人（<u>地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。</u>）が、法定外公共物に関する工事を施工するためにやむを得ない必要が生じたとき。</p> <p>（2） 略</p>

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第102号）第2条による水道法施行令（昭和32年政令第336号）の一部改正</li> <li>・生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（令和6年厚生労働省令第65号）第3条による水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）の一部改正</li> </ul>	4 制定改廃の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 水道事業の布設工事監督者の資格要件を改める。（第3条関係）</li> <li>2. 簡易水道事業の布設工事監督者の資格要件を改め、給水人口5万人以下の水道事業の布設工事監督者についても同様の資格要件とする。（第3条関係）</li> <li>3. 水道事業の水道技術管理者の資格要件を改める。（第4条関係）</li> <li>4. 簡易水道事業の水道技術管理者の資格要件を改め、給水人口5万人以下の水道事業の水道技術管理者についても同様の資格要件とする。（第4条関係）</li> </ol>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の政令及び省令の一部改正に伴い、水道事業、簡易水道事業及び給水人口5万人以下の水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が改められるため、所要の改正を行うもの。</li> </ul>		
5 施行期日	令和7年4月1日	所管部課	企業局 事業部 水道計画課

## 奈良市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の<u>          </u>土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、<u>2年以上水道          </u> <u>          </u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれ<u>          </u>に相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、<u>3年以上水道          </u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校<u>          </u>において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後<u>          </u>)、<u>5年以上水道          </u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校<u>          </u></p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)において土木工学科又はこれに相当する課程<u>          </u> <u>          </u>を修めて卒業した後、<u>3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この項において「水道等」という。)</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(2) 学校教育法による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程<u>          </u>を修めて卒業した後、<u>4年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校<u>(次号において「短期大学等」という。)</u>において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後<u>次号において同じ。)</u>、<u>5年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(2年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(4) <u>短期大学等</u>において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、<u>6年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校<u>(次号において「高等</u></p>

現行	改正案
<p>_____において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上<u>水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 10年以上<u>水道</u>の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) 第1号又は第2号の卒業生であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては<u>1年以上</u>、第2号の卒業生にあつては<u>2年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は<u>学科目</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上<u>水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次</p>	<p>学校等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上<u>水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(3年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(6) <u>高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(7) 10年以上<u>水道等</u>の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(8) 第1号又は第2号の卒業生であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては<u>2年以上</u>、第2号の卒業生にあつては<u>3年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(9) 外国の学校において、第1号<u>から第6号までに</u>規定する課程_____を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上<u>水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次</p>

現行	改正案
<p>試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上<u>水道に</u>関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p>	<p>試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上<u>水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（<u>6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>）</p>
<p>2 簡易水道事業の用に供する水道（以下「簡易水道」という。）については、前項第1号中「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第2号中「3年以上」とあるのは「1年6箇月以上」と、同項第3号中「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、同項第4号中「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」と、同項第5号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第6号中「第1号の卒業生にあつては1年以上」とあるのは「第1号の卒業生にあつては6箇月以上」と、「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第7号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と、同項第8号中「1年以上」とあるのは「6箇月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。</p>	<p>(11) <u>建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u></p> <p>2 簡易水道事業又は給水人口が5万人以下である水道事業の用に供する水道（以下「簡易水道等」という。）については、前項第1号中「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第2号中「4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第3号中「5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「2年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第4号中「6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第5号中「7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従</p>



現行	改正案
(水道技術管理者の資格)	<p>事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「3年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第6号中「8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第7号中「10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第8号中「2年以上、第2号の卒業者にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年以上、第2号の卒業者にあつては1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第9号中「最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第10号中「1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第11号中「3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」とそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p>



現行	改正案
<p>9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 外国の学校において、<u>第2号</u>に規定する<u>学科目</u>又は前号に規定する<u>学科目</u>に相当する<u>学科目</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号において卒業した者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) 略</p>	<p>9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 外国の学校において、<u>第1号若しくは第2号</u>に規定する<u>課程</u>又は前号に規定する<u>課程</u>に相当する<u>課程</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号において卒業した者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）</u>であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>(8) <u>建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者</u>であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p>
<p>2 <u>簡易水道に</u>については、前項第1号中「<u>簡易水道以外の水道</u>」とあるのは「<u>簡易水道</u>」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6箇月以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と</p> <p><u>それぞれ読み替えるものとする。</u></p>	<p>2 <u>簡易水道等</u>については、前項第1号中「3年以上」とあるのは「1年6箇月以上」と、「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6箇月以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と、<u>同項第7号中「1年以上」とあるのは「6箇月以上」と、同項第8号中「3年以上」とあるのは「1年6箇月以上」と</u>それぞれ読み替えるものとする。</p>